

第 6 回 滋賀地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

傍聴を希望される方は下記 5 の傍聴申込要領により、お申し込みください。

記

- 1 日 時 平成 29 年 11 月 15 日（水） 11 時 00 分～
- 2 場 所 滋賀労働局会議室（大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働総合庁舎 6 階）
- 3 議 題 滋賀県特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る異議の申出について
なお、異議の申出がない場合は、開催は中止となります。
- 4 傍 聴 者 5 名
- 5 傍聴申込要領

- (1) 傍聴希望者は傍聴を希望する旨をご記載の上、①傍聴を希望する審議会の開催日、②氏名、③電話番号④所属をご記入の上、はがき又はファックスにて下記の宛先までお申し込みください。（はがきの場合は、併せて担当まで電話連絡をお願いします。）

〆切：平成 29 年 11 月 10 日（金）17 時【必着】

滋賀労働局労働基準部賃金室

11 月 2 日まで

F A X 0 7 7 - 5 2 2 - 6 4 4 2

〒520-0057 滋賀県大津市御幸町 6 番 6 号

11 月 3 日以降

F A X 0 7 7 - 5 2 2 - 6 6 2 5

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜 14 番 15 号

- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には、事務局において抽選を行います。
傍聴申込者には、傍聴の可否について申込み時に記載の電話番号に連絡いたします。
 - (3) 当日は、審議会開始の 10 分前までにお越し下さい。審議会開始後の入室は認められませんのでご注意ください。
なお、お申し込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がありますので、当日は御本人であることが分かるものをお持ちください。
- 6 その他
- (1) 傍聴される場合には、別紙の「審議会傍聴に当たっての留意事項」を厳守してください。
 - (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨をお申し込みの際にお書き添えください。
また、介助の方が付き添われる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。
 - (3) 異議の申出がなく、開催を中止する場合、11 月 14 日、17 時以降に申込み時に記載の電話番号に連絡いたします。

【お問い合わせ】 滋賀地方最低賃金審議会事務局
滋賀労働局 労働基準部 賃金室
電話 077-522-6654

審議会傍聴に当たっての留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所には立ち入らないでください。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません。
(あらかじめ申し込まれた場合は、事務局が指定する部分に限って写真撮影などを行うことができます。)
- 4 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- 5 審議会委員等の言論に対し、賛否を表明し、または拍手をすることはできません。
- 6 はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内では着用しないでください。
- 7 凶器その他危険と思われる物又はプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断り致します。
- 8 その他、審議会会長、事務局の指示に従ってください。
なお、これらの事項をお守りいただけない場合には、退場していただくことがあります。